令和3年 教育委員会

第7回 臨時会 議事日程

令和3年8月31日(火)

第1 報告

【指導課】

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底、強化について

教育委員会資料令和3年8月31日指 導 課

3 千子指導収第 1030 号 令和 3 年 8 月 2 7 日

千代田区立学校・園長 殿

千代田区教育委員会 教育長 堀米 孝尚

新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底、強化について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和3年8月23日付3千子指導収第1001号「緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について」により、新型コロナウイルス感染症対策の徹底について依頼をしております。

現在、感染力が従来株より強く、これまで知られた中で最も強いウイルスとも言われるデルタ株への置き換わりが急速に進み、かつてないスピードで感染が拡大しており、十代以下の家庭内感染が増加しているなど、児童・生徒等への感染も急増しています。

このことについて、東京都教育委員会教育長からの別添写し令和3年8月24日付3教総総第1184号の通知を受け、千代田区立学校・園の対応について、下記のとおりご対応をお願いします。

各学校・園においては、下記のとおり、学校・園における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策の継続をお願いします。また、幼児・児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、学校外における感染症対策の一層の徹底についても、保護者の皆様にも周知いただくようお願いします。併せて、教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いします。

記

1 学校・園運営の基本方針

- ○感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続する。
- ○夏季休業明けにおいては、児童・生徒の健康状態の把握と適切な対応を目的として、9月1日~3日までの期間においては、午前短縮授業(この期間に昼食を予定している学校においては昼食後に下校)とし、児童・生徒の夏季休業明けにおける心身の健康状態の把握に努める。また、それ以降については、校園長の判断の下、各校・園の状況に応じて必要と判断し、短縮授業等を実施する場合は教育委員会に報告をする。
- ○対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分をするなどの対応を行うことができるものとする。

- 2 基本的な感染症対策の実施について
 - ●各学校・園において、校内の感染症対策を再確認すること。その際、児童・生徒の動線、施設活用の 在り方など感染防止に向けた校・園内の整備を行うこと。
- (1) 幼児・児童・生徒等に対する指導
- ①健康観察の実施
 - ○幼児・児童・生徒等の感染が増加している状況を踏まえ、幼児・児童・生徒等の健康観察(体温測定、症状の有無の確認)を徹底するとともに、同居する家族等にも健康観察を依頼する。
 - ○当面の間、後日送付する様式を活用し、出欠席の状況を教育委員会に報告する。
 - ○本人及び同居の家族に発熱等がある場合には登校しないよう指導する。その場合は、出席停止として扱うことができる。
 - ○咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は、受診するように指導する。
 - ○家庭における感染拡大防止について保護者に理解と協力を求める。
- ②マスクの正しい着用の徹底
 - ○マスクの着用と換気を徹底する。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。
 - ○指導に当たっては、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認 する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

- ③教室における密集の回避
 - ○身体的距離を確保するため、幼児・児童・生徒同士の間隔を可能な限り確保する。また、施設の状況や感染の状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなど適切に対応すること。さらに、必要に応じて、大教室を活用するなどの工夫を行う。
- ④換気、消毒等の徹底
 - ○密閉を回避するため、教室に限らず、体育館等についても、気候上可能な限り常時換気に努めるなど、換気を徹底する。
 - ○換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させる。窓がない教室等では、 送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用する。
 - ○教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置(校内環境の管理)をする。
- ⑤感染予防に関する指導
 - ○授業終了後は速やかに帰宅するよう指導する。
 - ○新型コロナウイルス感染症の正しい理解とともに、令和3年5月21日付「学校生活のコロナ対策 (動画・リーフレット)の活用について」に基づき、児童・生徒等一人ひとりに対して、感染症対 策の一層の徹底に向けた指導を行う。
- (2) 家庭における感染症対策の依頼
 - ○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)を徹底する。
 - ○毎朝の検温、健康観察をする。(家族に何らかの症状が見られる場合、幼児・児童・生徒等は無理せず休養する ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。)
 - ○十分な換気を行う。

- ○手が触れる場所などの消毒をする。
- ○日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛する。
- ○繁華街に外出しない。
- (3) 教職員等の健康管理の徹底
- ①基本的な感染症予防策の徹底
 - ○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(会話や会議の際も必ずマスク着用)を徹底する。
 - ○毎朝の検温、健康観察を行う。(咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合など健康状態に不安がある場合は自宅で休養)
 - ○出勤時の健康チェックを行う。(検温結果等を記録する。)
 - ○正しいマスクの着用方法については、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

- ○委託事業者等に対しても健康管理を徹底すること。
- ②昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底
 - ○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。
 - ○大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
 - ○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。
- ③勤務時間外における感染症予防策の徹底
 - ○日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛する。
 - ○繁華街に外出しない。
 - ○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(会話や会議の際も必ずマスク着用)を徹底する。
 - ○毎朝の検温、健康観察を行う。(同居者等の家族にも協力を再度要請)
 - ○十分な換気を行う。
 - ○手が触れる場所などの消毒をする。
- 3 教育活動に関すること
 - ●一人一台の学習用端末を活用した教育活動の推進を図ること。
- (1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底
 - ○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。
 - ○幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
 - ○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。
- (2) オンライン学習等への準備及び実施について

対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、各学校においては学級閉鎖や臨時休業等の対応をすることになった際を想定して、「Teams」を活用したオンライン学習等の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。

- (3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について
 - ○各学校において、学習活動を実施する中で、感染症対策を十分に講じることができない場合は、そ

の学習活動については実施を控える。また、ICT端末等を活用して話合い活動等を実施するなど、感染リスクの更なる低減を図る。

(例)

- ・グループや少人数等での話合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器(リコーダー等)を用いる活動
- ・家庭、技術・家庭における調理実習
- ・体育、保健体育における身体接触を伴う活動(マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など)
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習
- ・体育科、保健体育科等における水泳指導や幼稚園・こども園における水泳指導、水遊び
- ○園においては、保育の目的を考慮しながらも、狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、手洗いの指導を徹底するなど配慮するとともに、幼児同士が近距離に接触する活動を極力避けられるよう、発達段階に応じた活動時間の設定を工夫する。
- ○特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の指導内容によっては、近距離での会話や発声、食事介助等の際にマスク着用等の対応が取れない場合はアクリル板やフェイスシールドの活用を、教師と児童・生徒との接触が必要な場合は、指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。
- ○外部人材を活用した授業・保育等は、感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施することができる。
- ○感染症対策を一層徹底するとともに、熱中症事故の未然防止を徹底する。
- (4) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底
 - ○放課後は速やかに帰宅する。
 - ○日中も含めた不要不急の外出・移動は避ける。
 - ○繁華街に外出しない。
- (5) 児童・生徒等への個別の配慮
 - ○特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。
 - ○感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握する とともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。 この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができ る。
 - ○令和3年4月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について(通知)」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。
- (6)学校行事等について
 - ○児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事は、緊急事態宣言期間中は延期又は中止とする。
 - ○小・中学校における文化的行事・体育的行事等については、感染状況を踏まえ、実施時期について 慎重に検討するとともに、学年別の分散実施など方法・内容等について工夫する。実施の際は、外

部からの来場者(保護者含む)は入れず、オンライン配信を活用する。幼稚園・こども園の実施方法等については、感染状況等の推移を注視し、後日決定する。

○校外での活動は、各学校長の判断の下、児童・生徒等の心身の健康等を維持するため、例えば、学年や学級単位の実施、都内における徒歩圏での実施や貸切バスでの移動等、実施方法等を工夫して行うことができる。

(7) 部活動について

- ○緊急事態宣言期間中は、基本的に活動を中止する。ただし、各学校長の責任の下、必要と判断する 活動については、感染症対策を徹底の上、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数を設定し、保 護者の同意書を得ることで活動することができる。また、大会等への出場や定期演奏会等の実施は 可能とし、大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は認める。実施する場合は、 各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動時間及び参加人数に する等の感染症対策を徹底するとともに熱中症事故の未然防止を徹底する。
- ○部活動を実施する場合は、都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に 基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。また、熱中症事故の未然防止を徹底する。
- ○大会等に参加する場合や定期演奏会等を実施する場合、各学校において、保護者に対し大会等への 出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日 を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。
- ○大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。
- ○合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、緊急事態宣言期間中は、中止とする。
- ○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。
- ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を 講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
- ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。
 - ○学務課学校運営係 TEL 03-5211-4357
 - ○指導課指導主事 TEL 03-5211-4286
 - ○指導課管理係 TEL 03-5211-4285
 - ○子ども支援課 TEL 03-5211-4229

【別紙】

緊急事態宣言再延長に係る前回通知 (8月23日付) から新型コロナウイルス感染症対策の一層 の徹底、強化に係る今回通知 (8月27日付) への変更点

<学校・園運営の基本方針>

令和3年8月23日付3千子指導収第1001号

感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を 継続する。

対面での指導を基本とするが、感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応を行うことができるものとする。

令和3年8月27日付3千子指導収第1030号

- ○感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を 継続する。
- ○夏季休業明けにおいては、児童・生徒の健康状態の把握と適切な対応を目的として、9月1日 ~3日までの期間においては、午前短縮授業(この期間に昼食を予定している学校においては昼食後に下校)とし、児童・生徒の夏季休業明けにおける心身の健康状態の把握に努める。また、それ以降については、校園長の判断の下、各校・園の状況に応じて必要と判断し、短縮授業等を実施する場合は教育委員会に報告をする。
- ○対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分をするなどの対応を行うことができるものとする。

<基本的な感染症対策の実施について>

令和3年8月23日付3千子指導収第1001号

- ●これまでも行っていた幼児・児童・生徒の健康 観察を引き続き行うとともに、幼児・児童・生 徒に、咳・発熱、息苦しさなどの体調不良の症 状が見られる場合は、受診するように促すこ と。
- ●各学校・園において、校内の感染症対策を再確認すること。その際、児童・生徒の動線、施設活用の在り方など感染防止に向けた校・園内の

令和3年8月27日付3千子指導収第1030号

●各学校・園において、校内の感染症対策を再確認すること。その際、児童・生徒の同線、施設活用の在り方など感染防止に向けた校・園内の整備を行うこと。

整備を行うこと。

- (1) 幼児・児童・生徒等に対する指導
- ○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マ スクの着用)を徹底する。
- ○毎朝の検温、健康観察を行う。(体調不良等の症 状が見られる場合は無理せず休養する)
- ○登校時の健康チェックを行う。(登校前に行った検温、健康観察について、登校後に確認する)
- ○教室等における密集を回避する。(幼児・児童・ 生徒等同士の間隔について一定の距離を確保)
- ○30分に1回以上換気を行う。
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置(校内環境の管理)をする。
- ○授業終了後は速やかに帰宅する。
- ○新型コロナウイルス感染症の正しい理解とともに、令和3年5月21日付「学校生活のコロナ対策(動画・リーフレット)の活用について」に基づき、児童・生徒等一人ひとりに対して、感染症対策の一層の徹底に向けた指導を行う。

- (1) 幼児・児童・生徒等に対する指導
- ①健康観察の実施
- ○幼児・児童・生徒等の感染が増加している状況を 踏まえ、幼児・児童・生徒等の健康観察(体温測 定、症状の有無の確認)を徹底するとともに、同 居する家族等にも健康観察を依頼する。
- ○当面の間、後日送付する様式を活用し、出欠席の 状況を教育委員会に報告する。
- ○本人及び同居の家族に発熱等がある場合には登校しないよう指導する。その場合は、出席停止として扱うことができる。
- ○咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は、受診するように指導する。
- ○家庭における感染拡大防止について保護者に理 解と協力を求める。
- ②マスクの正しい着用の徹底
- ○マスクの着用と換気を徹底する。なお、マスクの 着用については、着用が難しい場合など個々の 児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。
- ○指導に当たっては、厚生労働省ホームページの 正しいマスクの着用方法についての動画等を確 認する。
- ③教室における密集の回避
- ○身体的距離を確保するため、幼児・児童・生徒同士の間隔を可能な限り確保する。また、施設の状況や感染の状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなど適切に対応すること。さらに、必要に応じて、大教室を活用するなどの工夫を行う。
- ④換気、消毒等の徹底
- ○密閉を回避するため、教室に限らず、体育館等に ついても、気候上可能な限り常時換気に努める など、換気を徹底する。
- ○換気設備を設置している教室等では、常時、確実 に換気設備を稼働させる。窓がない教室等では、 送風機等により強制換気を行った上、常時送風 機等を稼働させた状態で使用する。
- ○教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置(校内環境の管理)をする。

	⑤感染予防に関する指導○授業終了後は速やかに帰宅するよう指導する。		
	○新型コロナウイルス感染症の正しい理解ととも		
	に、令和3年5月21日付「学校生活のコロナ対		
	策(動画・リーフレット) の活用について」に基		
	づき、児童・生徒等一人ひとりに対して、感染症		
	対策の一層の徹底に向けた指導を行う。		
(3) 教職員等の健康管理の徹底	(3) 教職員等の健康管理の徹底		
①基本的な感染症予防策の徹底	①基本的な感染症予防策の徹底		
○毎朝の検温、健康観察を行う。(健康状態に不安	○毎朝の検温、健康観察を行う。(咳、発熱、息苦		
がある場合は自宅で休養)	しさなどの体調不良の症状が見られる場合など		
	健康状態に不安がある場合は自宅で休養)		
	<追記>		
	○正しいマスクの着用方法については、厚生労働		
	省ホームページの正しいマスクの着用方法につ		
	いての動画等を確認する。		
②昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底	②昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底		
○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は	○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行		
速やかにマスクを着用する。(黙食の徹底)	う。喫食後は速やかにマスクを着用する。		

<教育活動に関すること>

令和3年8月23日付3千子指導収第1001号

- (1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の 徹底
- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は 速やかにマスクを着用する。(黙食の徹底)
 - (2) オンライン学習等への準備及び実施について

対面での指導を基本とするが、感染の状況に応じて、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施できるものとする。また、各学校においては「Teams」を活用した計画的なオンライン学習、発信による家庭学習の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。

令和3年8月27日付3千子指導収第1030号

- (1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の 徹底
- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。 喫食後は速やかにマスクを着用する。
 - (2) オンライン学習等への準備及び実施について

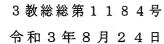
対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、各学校においては学級閉鎖や臨時休業等の対応をすることになった際を想定して、「Teams」を活用したオンライン学習等の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること

- (3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について
- ○各学校において、学習活動を実施する中で、感 染症対策を十分に講じることができない場合 は、その学習活動については実施を控える。
- ○園においては、保育の目的を考慮しながらも、 狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、 手洗いの指導を徹底するなど配慮するととも に、幼児同士が近距離に接触する活動が長時間 とならないよう、発達段階に応じた活動時間の 設定を工夫する。
 - (5) 児童・生徒等への個別の配慮
- ○感染予防や感染不安により登校できない児童・ 生徒等については、健康状態や学習状況を把握 するとともに、オンライン等を活用するなどし て学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対 応する。
- (6) 学校行事等について

- (3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・ 方法について
- ○各学校において、学習活動を実施する中で、感 染症対策を十分に講じることができない場合 は、その学習活動については実施を控える。ま た、ICT端末等を活用して話合い活動等を実 施するなど、感染リスクの更なる低減を図る。
- ○園においては、保育の目的を考慮しながらも、 狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、 手洗いの指導を徹底するなど配慮するととも に、幼児同士が近距離に接触する活動を極力避 けられるよう、発達段階に応じた活動時間の設 定を工夫する。
 - (5) 児童・生徒等への個別の配慮
- ○感染予防や感染不安により登校できない児童・ 生徒等については、健康状態や学習状況を把握 するとともに、オンライン等を活用するなどし て学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対 応する。この場合の出欠の扱いについては、校 長が出席しなくてもよいと認める日として扱う ことができる。
 - (6) 学校行事等について

<追記>

○小・中学校における文化的行事・体育的行事等については、感染状況を踏まえ、実施時期について慎重に検討するとともに、学年別の分散実施など方法・内容等について工夫する。実施の際は、外部からの来場者(保護者含む)は入れず、オンライン配信を活用する。幼稚園・こども園の実施方法等については、感染状況等の推移を注視し、後日決定する。





区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長 (東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長) 藤田裕司

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底、強化について(依頼)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、様々なご対応をいただき、ありがと うございます。

現在、感染力が従来株の約2倍あり、これまで知られた中で最も強いウイルスとも 言われるデルタ株への置き換わりが急速に進み、かつてないスピードで感染が拡大し ており、十代以下の家庭内感染が増加しているなど、児童・生徒等への感染も急増し ています。

貴教育委員会におかれましては、現下の厳しい感染状況を踏まえ、二学期等の開始 にあたり、これまでの感染症対策を一層徹底していただくようお願いします。

特に、以下の事項について特段のご高配をお願いします。

なお、感染症対策の取組の強化について、都立学校宛に通知しましたので情報提供 いたします。

記

1 学びの継続に向けたデジタルの積極的な活用について

今後、都内の感染状況が一層厳しくなることも想定し、オンラインを活用した学習を進めるための校内体制の準備等が必要となります。特に、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努めてください。

そのため、オンラインと対面の指導を組み合わせた日頃からのハイブリッドな学習に積極的に取り組んでください。

また、現在、端末の持ち帰りを実施していない自治体は、端末の持ち帰りルールの設定、児童・生徒への事前の指導、保護者の理解を得る等、至急、体制作りに取り組むようお願いします。

なお、通信環境が不足する家庭への対応については、被保護世帯において費用負

担が生じる時は、必要な額を教材代として支給する国の制度を活用してください。 さらに、児童・生徒に対しては、放課後、教室を開放し学習を行えるようにする等、 学習機会の確保に向けた取組をお願いします。

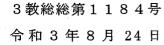
2 児童・生徒の出席停止に関する取扱いについて

「新型コロナウイルス感染層対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】 ~学校の「新しい日常」の定着に向けて~改訂版 ver 3」に記載してある都立学校 における児童・生徒の出席停止に関する事項をまとめた資料を添付しておりますの で、小・中学校等における取扱の参考としてください。

(担当)

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症 対策本部事務局(教育庁総務部総務課内) 電 話 03(5320)6718







各都立学校長 庁內各部長 多摩教育事務所長 教育庁各出張所長 各事業所長

殿

東京都教育委員会教育長 (東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)藤田裕司 (公印省略)

都立学校における感染症対策の取組の強化について(依頼)

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和3年8月17日付3教総総第1155号「都立学校における緊急事態宣言の期間再延長に伴う対応および夏季休業明けの留意事項について(依頼)」により、感染防止対策の徹底と学校運営の継続に取り組んでいただいているところです。

現在、感染力が従来株の約2倍あり、これまで知られた中で最も強いウイルスとも 言われるデルタ株への置き換わりが急速に進み、かつてないスピードで感染が拡大 しており、児童・生徒等への感染も急増しています。

現在の厳しい感染状況下において、各学校では、夏季休業明けを迎えるに当たり、 デルタ株の脅威を正しく認識して、感染症対策を一層徹底しながら、児童・生徒等の 学習を保障するとともに、心身の健康等を維持していく必要があります。

つきましては、デルタ株に対する感染症対策強化を目的に、9月末迄を「対策強化 月間」と位置付け、特に、下記事項に集中的に取り組み、校内の感染症対策の強化に 努めていただきますようお願いします。

記

- 1 対策強化月間における基本方針
 - ○各学校において、今般の地域や児童・生徒等の急激な感染拡大の状況を踏まえ、 オンラインを活用した分散登校や短縮授業を実施する。

〇公共交通機関が混雑する時間帯をより一層避けられるよう始業・終業時刻の設 定を工夫するなど時差通学を徹底する。

2 感染症対策を徹底した教育活動

- ○夏季休業明けにおいては、生徒の健康状態の把握と適切な対応を目的として、当面の間(1~2週間程度)、以下の方法等で分散登校または短縮授業を実施する。 (高等学校等の例)
 - ・午前短縮授業(昼食前に下校)から始め、地域や自校の生徒等の感染状況を 踏まえながら段階的に通常時間での授業を実施していく。
 - ・分散登校から実施し、地域や自校の生徒等の感染状況を踏まえながら段階 的に通常の登校としていく。

3 健康観察の実施

- ○児童・生徒等の感染が増加している状況を踏まえ、児童・生徒等の健康観察(体温測定、症状の有無の確認)を徹底するとともに、同居する家族等にも健康観察を依頼する。
- ○本人及び同居の家族に発熱等がある場合には登校しないよう指導する。その場合は、出席停止として扱うことができる。
- ○咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は、受診するように指導する。
- ○家庭における感染拡大防止について保護者に理解と協力を求める。

4 マスクの正しい着用の徹底

- ○マスクの着用と換気を徹底するとともに、マスクについては、不織布マスクが 最も高い効果を持つことを踏まえて、不織布マスクの使用を基本とし、正しいマ スクの着用方法を指導する。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合 など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。
- ○指導に当たっては、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。 }

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

5 教室等における密集の回避

- (1) 生徒間の間隔の確保
 - ○身体的距離を確保するため、生徒同士の間隔を可能な限り確保する。また、 施設の状況や感染の状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではな

く、頻繁な換気を組み合わせるなど適切に対応すること。さらに、必要に応 じて、大教室を活用するなどの工夫を行う。

(2) 換気の徹底

- ○密閉を回避するため、教室に限らず、体育館や武道場等についても、気候上 可能な限り常時換気に努めるなど、換気を徹底する。
- ○換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させる。 窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を 稼働させた状態で使用する。

6 児童・生徒に対する指導の徹底

(1) 学習活動について

○授業での合唱など飛沫感染リスクの高い活動は行わない。また、I C T 端末等を活用して話合い活動等を実施するなど、感染リスクの更なる低減を図る。

(2) 学校行事について

- ○文化祭・体育祭等については、感染状況を踏まえ、実施時期について慎重に 検討するとともに、学年別の分散実施など方法・内容等について工夫する。 実施の際は、外部からの来場者(保護者含む)は入れず、オンライン配信を 活用する。
- ○文化祭・体育祭等の準備期間及び開催日において、三密にならないよう、また、マスクの着用について、見回り指導を実施する。

(3) 昼食時について

○食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、会話を控え黙食を徹底、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応を見回り指導を実施する。飲食の場面では感染リスクが高まるとされていることから、十分な換気を行うよう見回り指導を実施する。

(4) 生徒会活動・部活動等について

- ○生徒会や保健委員会等、生徒の自治的な活動により、感染対策を徹底する ためのルールを策定する。
- ○部活動の代表生徒による会議(部長会等)を開催し、感染症対策事項の共有 を図るとともに、全部員へ周知する。

(5) 下校時等について

○下校の際は速やかに帰宅するよう指導するとともに、学校の最寄り駅近く の飲食店等の周辺への見回り指導を実施する。

7 特別支援学校の取組

- ○健康状態を把握するために、肢体不自由特別支援学校の全児童・生徒に対して、 バイタルチェックを実施する。
- ○児童・生徒等の体調の変化を見逃さないよう、放課後等デイサービスに対して、 利用者の体調の情報を確実に伝達する。

8 児童・生徒等への個別の配慮

- ○特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- ○感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。

9 教職員の感染対策

- (1) 基本的な感染症予防策の徹底
 - ○毎朝検温、健康観察(咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合など健康状態に不安がある場合は自宅で休養)
 - ○出勤時の健康チェック(健康チェック票に検温結果等を記録)
- (2) 正しいマスクの着用
 - ○会話や会議の際も必ずマスク着用する。
 - ○マスクについては、不織布マスクが最も高い効果を持つことを踏まえて、不織布マスクの使用を基本とし、正しくマスクを着用する。
 - ○正しいマスクの着用方法については、厚生労働省ホームページの正しいマス クの着用方法についての動画等を確認する。

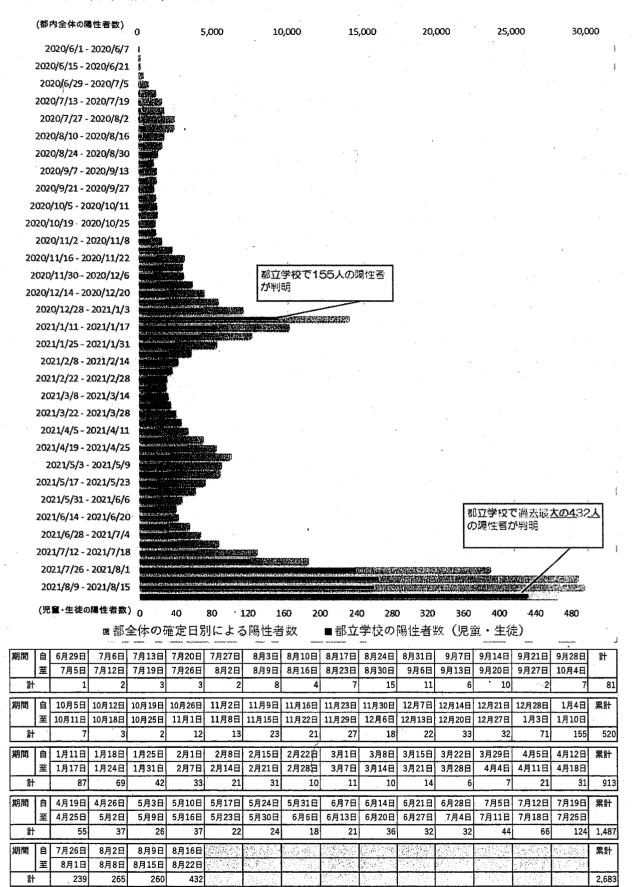
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

- (3) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底
 - 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。 喫食後は速やかにマスクを 着用する。
 - ○大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

参 考:都立学校の感染状況

(学校再開後の令和2年6月1日から令和3年8月22日までの集計・速報値)

■児童・生徒等(計 2,683人) ※参考:都立学校の児童・生徒等(在籍数)は約15万人



【教育活動について】

指導部高等学校教育指導課

電 話 03 (5320) 6845

指導部特別支援教育指導課

電 話 03 (5320) 6847

都立学校教育部特別支援教育課

電 話 03 (5320) 6753

【感染症対策の徹底について】

都立学校教育部学校健康推進課

電 話 03 (5320) 6877

【教職員の服務について】

人事部職員課

電 話 03 (5320) 6792

【教職員の自宅勤務・休暇について】

人事部勤労課

電 話 03 (5320) 6801

【ガイドライン及びその他本通知に関すること】

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症

对策本部事務局 (教育庁総務部総務課内)

電 話 03 (5320) 6718

都立学校における出席停止の取扱い等について

1 出席停止になる場合

(1) 感染の疑いがあると判明した場合

校長は、児童・生徒等や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定されるなど、 感染の疑いがあるとの情報を得た場合は、症状の有無や経過、学校内における活動 の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染の 疑いがある者が児童・生徒等の場合、校長は必要に応じて、学校医や保健所等に相 談の上、学校保健安全法(以下「法」という。)第19条に基づき出席停止の措置を、 教職員等の場合、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の学 校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。

なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。

感染の疑いがある者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	感染がないと
教職員等	自宅勤務、事故欠勤等	確認できるまで
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	(医療機関又は保健所 の判断に基づく。)

(2) 感染者が判明した場合

校長は、児童・生徒等や教職員等、学校関係者が感染したと判明した場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染者が児童・生徒等の場合、法第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、事故欠勤、病気休暇等の措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。出席停止等の期間は治癒するまでの間とし、治癒は医療機関ないし保健所の判断に基づく。

感染者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	治癒するまで
教職員等	事故欠勤、病気休暇等	(医療機関又は保健所
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	の判断に基づく。)

なお、本項の状況の下、接触者に感染の疑いがある場合、前項(1)による取扱いを同様に行う。

(3) 感染がまん延している状況にある場合

感染がまん延している状況にあるときに、同居の家族等に感染が疑われる症状が見

られる場合にも、その症状がなくなるまでの間、児童・生徒等に出席停止の措置を取る。

- (4) 感染症の予防上、保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合
 - ○新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染を予防するために保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒等に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行う。
 - ○この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日 として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

2 登校の判断を行う場合

- (1) 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等について
 - ○医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等(以下「医療的ケア児」という。)が在籍 する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導 医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
 - ○基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
 - ○登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(2) 海外から帰国した児童・生徒等について

- ○国や地域を問わず、留学等から帰国した児童・生徒等については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、検疫所等からの要請内容を確認し、要請に従うよう指導する。留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所等で実施したPCR検査結果が判明するまでの待機や、公共交通機関の使用自粛の要請等もあり得る。
- 〇これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。
- (3) 感染症の予防上、保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合について
 - ○新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染を予防するために保護者が児童・ 生徒等を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒等に連絡を取り、健 康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学 習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行う。

○この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日 として 扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

教育委員会資料 令和3年8月31日 指 導 課

事 務 連 絡 令和3年8月27日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長 (東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長) 藤田裕司

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の 対応ガイドラインの送付について

このことについて、文部科学省から、別添のとおり、令和3年8月27日付けで「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」の事務連絡がありました。

つきましては、貴教育委員会関係部署及び所管の学校等に対し周知いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 教育庁総務部総務課内

電話03-5320-6718

緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインを取りまとめましたので、お知らせします。

事 務 連 絡 令和3年8月27日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課 各都道府県教育委員会専修学校主管課 各都道府県教育委員会専修学校主管課 各都道府県私立学校主管部課 附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 各文部科学大臣所轄学校法人担当課 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が 確認された場合の対応ガイドラインの送付について

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。

今回、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方について、別添ガイドラインのとおり取りまとめましたので、各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等に応じた対応の参考としてください。

なお、学校において、濃厚接触者等の候補者リストを作成、提示する場合には、

- ・ 感染者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮すること
- ・ 適切な候補者リストを作成するため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき組織的に実施することなどにご留意ください。

また、幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討してください。

本ガイドラインについては、今後の感染の状況等を踏まえ、必要な見直しを行ってまいります。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先> 文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の 対応ガイドライン(第1版)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に、 地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時 から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくこ とが重要です。

本ガイドラインでは、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下で、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断等に当たっての考え方を取りまとめました。各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等に応じた対応の参考としてください。

なお、本ガイドラインは、各地域において、今回お示しするような基準がない場合、又は改めて学校設置者と保健所とで学校で感染者が発生した場合の対応について協議する場合などに役立てていただくことを想定しており、既に各地域で同様の基準がある場合には、それによっていただいて構いません。

また、濃厚接触者等の特定等への協力に関する具体的な手続きについては、「感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について」(令和3年6月17日付け事務連絡)を参照してください。

1. 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにしてください。

また、児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとってください。

2. 濃厚接触者等の特定について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等の ヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、 緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域における学校において は、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者とな る者(以下「濃厚接触者等」という)の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補 者リストの作成に協力することが必要な場合があります。学校、教育委員会等は、 保健福祉部局その他関係機関と、事前に保健所との協力体制について可能な限 り相談をしてください。

<濃厚接触者等の候補の考え方>

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間(発症2日前(無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前)から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間)のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居 (寮等において感染者と同室の場合を含む) 又は長時間の接触が あった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つば等)に直接触れた可能性の高い者(1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに 濃厚接触者に該当する場合がある)
- ・手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なし(※)で、感染者と15分以上の接触があった者(例えば、感染者と会話していた者)

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度 が高い者等(感染者と同一の学級の児童生徒等)
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等(<u>感染者と同</u> の部活動に所属する児童生徒等)
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等 (<u>感染者</u>と同一の寮で生活する児童生徒等)
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等
- ※学校において上記①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が 1 人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

3. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、通常、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断することとなりますが、学校の設置者は、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域においては、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業を行う範囲や条件を事前に検討し、公表しておくことが適切です。

<臨時休業の範囲や条件の例>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討してください。

まず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間(全体として概ね数日~1週間程度)、臨時休業を行うことが考えられます。なお、ばく露から症状発症まで、最大14日、多くは5日と長いこと、既に感染が顕在化した時点で、臨時休業を行ったとしても感染の拡大がさらに広がる可能性があることに留意してくださ

い。

その上で、把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合においては、教育委員会等の設置者は次の必要な対策として学級あるいは学年・学校単位の臨時休業の検討をしてください。

【学級閉鎖】

- ○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
 - ④その他、設置者で必要と判断した場合 (※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)
- ○学級閉鎖の期間としては、5~7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、 学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、 学校全体の臨時休業を実施する。

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフ

〈現状〉

く緊急事態宣言対象地域等で保健所の業務が逼迫している地域)

感染者の出席停止】 【学校から設置者への連絡、

児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、 学校は、

- ・感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置とする。 ・設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
 - 感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

保健所に報 臨時休業の実施の必要性も含めて、 [設置者から保健所に報告・相談] 設置者は、 告・相談。

保健所は、必要な情報を収集し(調査)、濃厚接触者の特定 等を実施。 、保健所による調査、

上記調査に協力。 学校及び設置者は、 設置者が臨時休業の要否を判断】

学校の全 設置者は、保健所の見解や学校医の助言を踏まえ、 部又は一部の臨時休業の要否を検討。

右以外の場合

学校教育活動を継続

いる可能性が高い場合等 学校内で感染が広がって

> ※状況に応じて、感染リスクの高 い活動の見直し等

- ※濃厚接触者が児童生徒等の場合、 出席停止措置
 - 丑 ※濃厚接触者が教職員の場合、 勤させない取扱い

学校保健安全法第20条に 基づき、学校の全部又は 部の臨時休業

保健所業務の補助

事前に保健所に相談した基準又は文部科学省のガイドライン 等に基づき、学校の設置者又は学校が必要な情報を収集し、 濃厚接触者等の候補者のリストを作成。 設置者は上記リストを保健所へ提供。

保健所は濃厚接触者等を決定し検査を実施。 上記リストを踏まえ、設置者と保健所が相談し、外部委託に よる検査を含め、



【設置者が臨時休業の要否を判断】

学对校条 検査の実施や校舎 内の消毒等に要する期間や学校内の感染状況に基づき、 学校の全部又は一部の臨時休業の要否、 濃厚接触者等のリスト提出後、 医等と相談し、 期間を検討。 設置者は、

右以外の場合

学校教育活動を継続

※濃厚接触者が児童生徒等の場合、 ※状況に応じて、感染リスクの高 い活動の見直し等

丑 ※濃厚接触者が教職員の場合、 勤させない取扱い 出席停止措置

いる可能性が高い場合等 学校内で感染が広がって



感染拡大地域における濃厚接触者の特定等についてお知らせします。 学校において感染者が発生した際には、保健所とよく連携し、必要に応 じ、濃厚接触者の特定等に協力いただきますようお願いします。

> 事 務 連 絡 令和3年6月17日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課 各都道府県教育委員会専修学校主管課 各都道府県教育委員会専修学校主管課 各都道府県私立学校主管部課 附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 各文部科学大臣所轄学校法人担当課 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について

厚生労働省では、令和3年6月4日付事務連絡「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」において、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地(区)域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者(以下「濃厚接触者等」という)の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合(範囲)において、行政検査として必要な検査を実施することも可能であることを示しています。

ついては、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域における学校において感染者が発生した際には、保健所に相談するなど保健所とよく連携をとり、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者等の特定や検査機関への検査依頼等にも、できる限りご協力いただきますようお願いします。

なお、学校において、濃厚接触者等の候補者リストを作成、提示する場合には、

- 感染者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮すること
- ・ 適切な候補者リストを作成するため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき、組織的に実施することなどにご留意ください。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校(高等課程を置く専修学校を

含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先> 文部科学省

初等中等教育局 健康教育·食育課 03-5253-4111(内2918)

事 務 連 絡 令和3年6月4日

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

保健所業務については、地域の感染状況等によって、優先的に取り組むべき業務が異なることがあります。例えば、緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置区域など感染が大きく拡大している地域においては、陽性者の増加に伴う保健所業務の逼迫により、自宅・宿泊療養者の健康観察や濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなったりするおそれがあります。

このため、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地(区)域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準(別添参照)に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者(以下「濃厚接触者等」という)の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合(範囲)において、行政検査として必要な検査を実施することも可能です。地域の感染拡大防止のために保健所自らが行うべき業務、効率化できる業務等を総合的に判断した上で、適切に取り組んでください。

また、この場合において、保健所が認定した濃厚接触者を含む検査対象者に対する行政検査については、保健所があらかじめ委託契約を結んでいる検査機関や医療機関に対して、保健所が認定したことがわかる検査対象者リストを事業所が送付するなどにより、事業所から直接、当該行政検査を依頼することも差し支えありません。その際には、委託先となる検査機関等の確保に加え、事業所に

も必要な情報(行政検査を依頼できる検査機関リスト、検査を依頼する際の手順など)が適切に伝わるよう必要な体制整備を事前に行ってください。

なお、積極的疫学調査は、本来保健所が行うべき業務であり、かつ上記の対応 は臨時的なものであることに鑑み、緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重 点措置区域の指定から外れた場合には、地域の感染拡大を防止するために必要 な検査を保健所が主体的に行えるよう、直ちに保健所内の業務体制を見直すよ うお願いいたします。

【参考】

上記に関連した事例として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域において、あらかじめ地域の医師会や医療機関との間で濃厚接触者の判断に関する聞き取りを医療機関に委託する旨合意し体制を構築した上で、医療機関が聞き取りを行っている自治体もあります。なお、このような仕組みで濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行った者についても、医療機関からその情報を保健所に共有の上、保健所は、濃厚接触者の認定を含め必要な対応を行ってください。

(事例)

・ 無症状の受診者から、同居者や同僚に陽性者が確認されたため濃厚接触者の可能性があるとして検査や受診の申し出があった場合に、医療機関と保健所の事前の取り決めに基づき、医療機関が当該受診者について保健所に代わって濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行い、検査を実施する場合

(別添) 事業所に対して濃厚接触者等の候補となる範囲を示す場合の例

患者の濃厚接触者の候補及び患者周辺の検査対象者の候補の範囲は、患者の 感染可能期間のうち当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの 期間*1において、以下のいずれかに該当する者とする。

※1 感染可能期間は、発症2日前(無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前)から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

【濃厚接触者の候補】

- ・ 患者と同居していた者
- ・ 適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防 策なし*2で、患者と15分以上の接触があった者
 - ※2 必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、 いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になか ったかについても確認する。

【患者周辺の検査対象者の候補】

いわゆる「三つの密(密閉、密集、密着)」となりやすい環境や、集団活動を 行うなど濃厚接触が生じやすい環境、同一環境から複数の感染者が発生してい る事例において、

- ・ 感染者からの物理的な距離が近い(部屋が同一、座席が近いなど)者
- 物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者
- ・ 寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている 者
- ・ 換気が不十分、三つの密、共用設備(食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など) の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者